

県本部各部課長
殿下各警察署長

| | | | | | |
|---|----|----|----|----|----|
| 原 | 議 | 永 | 年 | 保 | 存 |
| 共 | 00 | 00 | 10 | 31 | 5年 |

宮本会第90号
令和6年1月24日
宮城県警察本部長

所有者の判明しない犬又は猫その他の動物を拾得したとして申告を受けた場合の取扱要領の一部改正について（通達）

所有者の判明しない犬又は猫その他の動物を拾得したとして申告を受けた場合の取扱いについては、「所有者の判明しない犬又は猫その他の動物を拾得したとして申告を受けた場合の取扱要領の制定について（通達）」（令和5年3月1日付け宮本会第216号）に基づき運用しているところであるが、この度、別添のとおり所有者の判明しない犬又は猫その他の動物を拾得したとして申告を受けた場合の取扱要領の一部を改正したので通達する。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

(1) 条件付特定外来生物に関する項目の新設

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第16号）が施行されたことに伴い、アカミミガメ及びアメリカザリガニが特定外来生物に係る規制の一部が適用されない条件付特定外来生物に指定されたことから、当該条件付特定外来生物に関する項目を新設した。

(2) 遺失物等情報管理システムへの登録

遺失・拾得業務に関し、警察共通基盤システムによる遺失物等情報管理業務（以下「遺失物等情報管理システム」という。）に移行されることに伴い、一時預りを行った犬、猫等についても、遺失物等情報管理システムに登録することとされたため、所要の改正を行った。

(3) 様式の改正

遺失物等情報管理システムへの移行に伴い、犬・猫等一時預り控書、犬・猫等一時預り書の様式を改正したほか、遺失者へ返還を行う際に使用する様式として、動物一時預り受領書を追加した。

(4) その他文言整理を行った。

2 施行年月日

令和6年2月1日

別添

所有者の判明しない犬又は猫その他の動物を拾得したとして申告を受けた場合の取扱要領

第1 趣旨

この要領は、所有者の判明しない犬又は猫その他の動物を拾得したとして申告を受けた場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 拾得

遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する拾得をいう。

2 遺失届

遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「施行規則」という。）第5条第1項に規定する遺失届をいう。

3 負傷動物

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。）第36条第1項に規定する疾病にかかり、又は負傷した犬、猫等の動物をいう。

4 保健所等

動物愛護法第35条第1項の規定による犬若しくは猫の引取り又は同法第36条第2項の規定による負傷動物の收容を行う行政組織規則（昭和35年宮城県規則第76号）第41条第1項に規定する保健所及び同条第4項に規定する支所並びに仙台市事務分掌規則（平成元年仙台市規則第80号）第30条第3項の動物管理センターをいう。

第3 遺失物等情報管理システムの使用

次の業務は、原則として別に定める遺失物等情報管理システムを使用して行うものとする。

(1) 第4-1-(4)、第4-2-(3)及び第4-3-(3)の一時預り控書又は一時預り書の作成

(2) 第4-5の動物一時預り受領書の作成

第4 拾得の取扱い

1 犬又は猫を拾得したとして申告を受けた場合

(1) 遺失届の確認等

犬又は猫を拾得したとして申告を受けたときは、遺失届を受けているかどうかを確認するとともに、鑑札、迷子札、動物愛護法第39条の2第1項に規定するマイクロチップ（以下「マイクロチップ」という。）等が付いているときは、所有者又は飼い主（以下「所有者等」という。）を調査すること。

(2) 所有者等への返還

前記(1)の規定による確認及び調査の結果、所有者等が判明したときは、法の定めにより拾得した物件の提出を受けたものとして取り扱い、所有者等に返還

すること。

(3) 保健所等の引取りの確認

前記(1)の規定による確認及び調査の結果、所有者等が判明しないときは、当該拾得者に対し動物愛護法第35条第3項において準用する同条第1項の規定による保健所等の引取りを求めるかどうかを確認すること。

(4) 引取りを求めた場合等の措置

前記(3)の規定による確認の結果、拾得者が保健所等の引取りを求めたときは、当該拾得者に保健所等の連絡先を教示するほか、当該拾得者から代わりに引取りの通報を行うよう依頼されたときは、保健所等への通報をすること。この場合において、保健所等が引き取るまでの間、当該犬又は猫を一時的に預かるとともに、一時預り控書（別記様式第1号）及び一時預り書（別記様式第2号）を作成の上、一時預り書を拾得者に交付すること。

(5) 引取りを求めない場合の措置

前記(3)の規定による確認の結果、拾得者が保健所等の引取りを求めず、かつ、法に基づく所有権を取得するために当該犬又は猫の保管に応じたときは、法の定めにより拾得した物件の提出を受けたものとして取り扱うこと。

(6) 前記(5)の規定による物件の提出を受け、法第9条に規定する売却等、同法第10条に規定する処分又は民法（明治29年法律第89号）第240条に規定する拾得者の所有権の取得に至った場合は、所有権取得者に対して、次の義務等に基づく所有権取得後の手続等の確認のため、環境大臣指定登録機関への連絡を促すなどして、後日紛議が生じないようにすること。

ア 犬又は猫にマイクロチップが装着されていない場合は、動物愛護法第39条の2第2項の規定により、所有権取得者はマイクロチップの装着に努める義務があること。

イ 犬又は猫にマイクロチップが装着されている場合は、動物愛護法第39条の6の規定により、所有権取得者は所有者の情報を登録する義務があること。

2 負傷動物を拾得したとして申告を受けた場合

(1) 遺失届の確認等

負傷動物を拾得したとして申告を受けたときは、遺失届を受けているかどうかを確認するとともに、鑑札、迷子札、マイクロチップ等が付いているときは、所有者等を調査すること。

(2) 所有者等への返還

前記(1)の規定による確認及び調査の結果、所有者等が判明したときは、法の定めにより拾得した物件の提出を受けたものとして取り扱い、所有者等に返還すること。

(3) 保健所等への通報の説明及び通報を依頼された場合の措置

前記(1)の規定による確認及び調査の結果、所有者等が判明しないときは、拾得者に対して動物愛護法第36条第1項の規定による保健所等への通報をするように説明すること。また、拾得者から通報を行うよう依頼されたときは、保健所等への通報をすること。この場合において、保健所等が収容するまでの間、当該負傷動物を一時的に預かるとともに、一時預り控書及び一時預り書を作成

の上、一時預り書を拾得者に交付すること。

3 職務中に犬、猫又は負傷動物を拾得した場合

(1) 遺失届の確認等

警察職員が職務中に犬、猫又は負傷動物を拾得したときは、遺失届を受けているかどうかを確認するとともに、鑑札、迷子札、マイクロチップ等が付いているときは、所有者等を調査すること。

(2) 所有者等への返還

前記(1)の規定による確認及び調査の結果、所有者等が判明したときは、法のためにより拾得した物件として取り扱い、所有者等に返還すること。

(3) 保健所等への通報

前記(1)の規定による確認及び調査の結果、所有者等が判明しないときは、保健所等に対し動物愛護法第35条第3項において準用する同条第1項の規定による引取りを求め、又は同法第36条第1項の規定による通報を行うこと。この場合において、一時預り控書を作成すること。

4 保健所等への照会及び引渡し

(1) 保健所等への照会

法第4条第1項又は同法第13条第1項の規定に基づき、犬、猫又は負傷動物の提出を受けたときは、保健所等に対し当該犬、猫又は負傷動物の問合せがないかどうかを照会すること。

(2) 保健所等への引渡し

動物愛護法第35条第3項において準用する同条第1項の規定による引取りを求めたとき、又は同法第36条第1項の規定による通報を行ったときは、速やかに、当該犬、猫又は負傷動物を保健所等に引き渡すこと。

なお、保健所等に負傷動物の収容を求める連絡を行う際には、必要に応じ、当該保健所等から応急処置等に関する助言を受け、適切に対応すること。

5 保健所等へ引き渡す前に遺失者が判明した場合の措置

保健所等へ引き渡す前に遺失者が判明した場合は、その者が当該犬又は猫の遺失者であることを確認の上、動物一時預り受領書（別記様式第3号）と引換えに返還すること。

第5 犬、猫又は負傷動物の遺失届の取扱い

1 提出物件の有無等の確認

犬、猫又は負傷動物に係る遺失届を受けたときは、施行規則第7条に規定する措置を講じるとともに、当該遺失届に該当する一時預り控書がないかどうかを確認すること。

2 保健所等への情報の提供

前記1の規定による確認の結果、該当する一時預り控書がなかったときは、遺失者に対し引取り又は収容の可能性がある保健所等の窓口を教示すること。また、遺失者の同意が得られたときは、受理した遺失届に係る情報を保健所等に通報すること。

第6 特定動物の取扱い

1 遺失届の確認

動物愛護法第25条の2に規定する特定動物を拾得したとして申告を受けたときは、遺失届を受けているかどうかを確認すること。

2 特定動物への該当の有無の確認

- (1) 特定動物は、法第35条第1号の「法令の規定によりその所持が禁止されている物」に該当するため、特定動物への該当の有無について、環境省ホームページ等で確認すること。
- (2) 特定動物であるか否か判断がつかない場合は、保健所等に確認を依頼するとともに、該当する場合は許可を出したと考えられる行政機関に対し許可の有無の確認及び所有者がいる場合にはその氏名や連絡先等の確認を依頼すること。

3 所有者等への返還

前記1の規定による確認の結果、遺失届がある場合は、法の定めにより拾得した物件の提出を受けたものとして取り扱い、所有者等に返還すること。

4 所有権を取得するために保管に応じた場合等の措置

前記1の規定による確認の結果、該当する遺失届がない場合において、拾得したとして提出を受けたときは、保健所等から当該特定動物の保管方法等について技術的助言を求めること又は適切な保管委託先についての紹介を受けること等により適切に保管すること。

5 処分する場合の措置

法第10条の規定により当該特定動物を処分する場合には、遺失物法施行令（平成19年政令第21号。以下「施行令」という。）第4条第2項に基づき行うこと。

第7 条件付特定外来生物を除く特定外来生物の取扱い

1 遺失届の確認

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号。以下「外来生物法施行令」という。）附則第2条の表に掲げる特定外来生物（以下「条件付特定外来生物」という。）を除く特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）第2条第1項に規定する特定外来生物（以下「条件付特定外来生物を除く特定外来生物」という。）を拾得したとして申告を受けたときは、遺失届を受けているかどうかを確認すること。

2 特定外来生物への該当の有無の確認

- (1) 特定外来生物は、法第35条第1号の「法令の規定によりその所持が禁止されている物」に該当するため、特定外来生物への該当の有無について、環境省ホームページ等で確認すること。
- (2) 条件付特定外来生物を除く特定外来生物であるか否か判断がつかない場合は、環境省東北地方環境事務所に確認を依頼するとともに、該当する場合は許可を出したと考えられる行政機関に対し許可の有無の確認及び所有者がいる場合にはその氏名や連絡先等の確認を依頼すること。

3 所有者等への返還

前記1の規定による確認の結果、遺失届がある場合は、法の定めにより拾得した物件の提出を受けたものとして取り扱い、所有者等に返還すること。

4 所有権を取得するために保管に応じた場合等の措置

前記1の規定による確認の結果、該当する遺失届がない場合において、拾得したとして提出を受けたときは、環境省東北地方環境事務所から当該条件付特定外来生物を除く特定外来生物の保管方法等について技術的助言を求めること又は適切な保管委託先についての紹介を受けること等により適切に保管すること。

5 処分する場合の措置

法第10条の規定により当該条件付特定外来生物を除く特定外来生物を処分する場合には、施行令第4条第2項に基づき行うこと。

第8 条件付特定外来生物の取扱い

1 遺失届の確認

条件付特定外来生物を拾得したとして申告を受けたときは、遺失届を受けているかどうかを確認すること。

2 条件付特定外来生物への該当の有無の確認

(1) 条件付特定外来生物は、外来生物法施行令附則第2条の規定により、一定の者が条件を満たした場合は、飼養等の禁止について定めた外来生物法第4条を適用しないこととされていることから、原則として法第35条第1号の「法令の規定によりその所持が禁止されている物」に該当しないため、条件付特定外来生物への該当の有無について、環境省ホームページ等で確認すること。

(2) 条件付特定外来生物であるか否か判断がつかない場合は、環境省東北地方環境事務所に確認を依頼すること。

3 所有者等への返還

前記1の規定による確認の結果、遺失届がある場合であって、販売若しくは頒布の目的での飼養等ではない場合又は飼養等の許可を有している場合は、拾得した物件として提出を受け、遺失者に速やかに返還すること。

4 所有権を取得するために保管に応じた場合等の措置

前記1の規定による確認の結果、該当する遺失届がない場合において、拾得したとして提出を受けたときは、前記第6-4の規定を準用し対応すること。

5 処分する場合の措置

法第10条の規定により当該条件付特定外来生物を処分する場合には、施行令第4条第1項ただし書に基づき行うこととなるが、条件付特定外来生物は外来生物法第9条により放出等が禁止されていることから、必ずこれを引き渡すことが適当と認められる者に引き渡すこと。

第9 第4から第8まで以外の動物の取扱い

1 遺失届の確認

犬、猫、負傷動物、特定動物、特定外来生物及び条件付特定外来生物以外の動物を拾得したとして申告を受けたときは、遺失届を受けているかどうかを確認すること。

2 所有者等への返還

前記1の規定による確認の結果、遺失届がある場合は、法の定めにより拾得した物件の提出を受けたものとして取り扱い、所有者等に返還すること。

3 所有権を取得するために保管に応じた場合等の措置

前記1の規定による確認の結果、遺失届がない場合において、拾得者に飼育す

る意思があるときは、法に基づき拾得した物件として提出を受けること。

4 所有権を放棄する場合の措置

前記1の規定による確認の結果、遺失届がない場合において、拾得者に飼育する意思がなく、拾得したとして提出を受けたときは、前記第6-4の規定を準用し対応すること。

5 処分する場合の措置

法第10条の規定により当該動物を処分する場合には、施行令第4条第1項ただし書に基づき、引き渡すことが適当と認められる者への引渡し又は法令の範囲内で同種の野生動物の生息地において放つことのいずれかの方法によって行うこと。また、法令の範囲内で同種の野生動物の生息地において放つ場合は、動物の種類によっては、その処分方法により生態系が崩れるおそれがあることなどから、保健所等に助言を求めること。

別記様式第1号

| | | | | | | |
|-----|--------|--|--|--|--|--|
| 署 長 | 副署(次)長 | | | | | |
| | | | | | | |

一時預り控書

| | | | |
|----------------------|--|-----------------|----|
| | | 受理番号 | |
| 預り日時 | 年 月 日 | 警察署 交番・駐在所 | |
| | 午前・後 時 分 | 取扱者氏名 | |
| 日時 拾得 場所 | 年 月 日 午前・後 時 分 ころ にて拾得 | | |
| 拾得者 住所・氏名 | 住所 ふりがな 電話番号その他の連絡先 氏 名 | | |
| 種 類 | 特 徴 等 | | 点数 |
| | | | |
| 引渡し の依頼 | 上記の動物について、動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく引取り又は収容のため、私に代わって都道府県等に引き渡すようお願いします。 氏名又は名称 | | |
| 都道府県等 への引渡し の日 | 年 月 日 | 引渡しをした都道府県等の機関等 | |
| 備 考 | | | |

一時預り書

| | | | |
|---|-------------------------------------|---------------|----|
| | | 受理番号 | |
| 預り日時 | 年 月 日 午前・後 時 分 | 警察署 交番・駐在所 | |
| | | 取扱者氏名 | |
| 日時 拾得 場所 | 年 月 日 午前・後 時 分 ころ にて拾得 | | |
| 拾得者 住所・氏名 | 住所 ふりがな 電話番号その他の連絡先 氏 名 | | |
| 種 類 | 特 徴 等 | | 点数 |
| | | | |
| <p>動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく引取り又は収容のため、上記の動物を預かりましたので、あなたに代わって都道府県等に引渡しをします。</p> <p style="text-align: right;">警 察 署 官職・氏名</p> | | | |
| 備 考 | | | |

